

お知らせ

重度心身障害者には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

■対象となる人／

- ① 身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方
- ② 療育手帳Aをお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ④ 国民年金法施行令別表1級をお持ちの方

■有効期間／

平成18年7月1日から平成19年6月30日まで

■助成の条件／

一定の所得基準を超えない方。(所得基準については福祉課にお問い合わせください。)

対象になると思われる方は申請をしてください。

なお、すでに受給している方には更新書類を送っておりませんので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

ただし、老人医療費受給者

証をすでにお持ちの方については、更新手続きをする必要はありません。

■手続きに必要なもの／

印鑑、保険証、対象になる要件を証明できるもの(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など)

■問い合わせ／福祉課

☎ 77・5505

6月は児童手当「現況届」の提出をお忘れなく

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

■提出期限／6月30日(金)まで

■現況届に必要なもの／

健康保険被保険者証の写し(厚生年金加入者の場合)、所得証明(1月2日時点で周防大島町に住民登録していなかった場合)、印鑑、通帳等の振込先口座番号が分かる書類(郵便局は不可)

■児童手当の額／

現に養育している児童で1人目および2人目の児童は5千円、3人目以降の児童は1万円が支給されます。

※児童手当が小学校6年生まで拡大されました

このたび児童手当の支給対象年齢が、小学校第3学年終了前から小学校第6学年終了前までに引き上げられました。新たに手当てを受けようとする児童の保護者については、認定請求等の手続きが必要となります。改正に伴う新規請求等は、9月29日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日(支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。次の方は手続きをしてください。

○ 手当を受給中の方で、小学校5・6年生の保護者

○ 手当を受給していないが、小学校6年生までの児童を養育している方(所得制限により受給していない方を含みます。)

■手続き場所／福祉課または各総合支所および各出張所

■問い合わせ／福祉課

☎ 77・5505

警 察 署 だ よ り

違法駐車取締りが変わりました！

本年6月1日より、道路交通法の一部が改正され、違法駐車取締りが変わりました。

◆放置違反金制度の導入

放置駐車違反が確認された車両について、運転者が反則金を納付しない場合などには、その車両の所有者などに対して、放置違反金(反則金と同じ金額)の納付が命じられます。さらに、放置違反金納付命令を繰り返し受けた常習違反者には、一定期間車両の使用制限が命令されます。

◆放置違反金を納付しないと、車検が受けられなくなります

放置違反金を滞納して、公安委員会から催促を受けた者は、滞納処分による強制徴収の対象となります。また、放置違反金が納付されなければ、車検手続きが完了できなくなります。

◆民間の駐車監視員の導入

下関警察署管内では、警察官以外にも民間の駐車監視員が巡回し、放置駐車違反の車両を確認した場合は、その車両に放置車両確認標章を取り付けます。

その他の警察署管内では、従来どおり警察官が、放置車両確認標章を取り付けます。